

ドーピング禁止根拠に関する哲学的考察：身体の所有と自由を改めて問う

竹村 瑞穂
東洋大学

1. はじめに

2017年に策定されたスポーツ基本計画では「クリーンでフェアなスポーツの推進」が掲げられ、スポーツ庁はスポーツ・インテグリティ確保に向けた諸政策を施してきた。日本スポーツ振興センター(Japan Sport Council 以下、JSCと記す)によれば、スポーツ・インテグリティは、「スポーツがさまざまな脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」と定義されている。すなわち、スポーツの内面的価値および種々の外在的価値が、スポーツをとりまく不正行為等によって損なわれることなく、健全な状態のことを言う。

しかしながら、スポーツ現場を直視すると、さまざまな不正行為等によってスポーツ・インテグリティは棄損されているのが実態である。そして、この不正行為のうち、大きな問題の一つとしてドーピング問題が挙げられる。

歴史を振り返れば、競技スポーツにおけるドーピング問題は、古代の競技祭にまで遡り着く^{注1)}。その後、近代スポーツの誕生・発展に伴い、ドーピング技術そのものも進展してきた。21世紀に入ると、遺伝子治療技術やゲノム編集技術を援用したいわゆる遺伝子ドーピングが本格的な懸念の対象として顕在化する。また、2026年5月には、薬物検査を伴わないエンハンスドゲームズが開催される予定である。エンハンスドゲームズは、事実上、ドーピングを許容した競技会である。

以上のように、クリーンでフェアなスポーツを推進することに注力してきたものの、実際には解決に至らないどころか、これまででない問題に直面しているのが現状である。高度テクノロジー社会においてスポーツをとりまく環境は激変し、スポーツ・インテグリティを脅かす脅威の一つであるドーピング問題も、新たな倫理的・法的・社会的課題に対峙していると言えよう。このような社会的背景から、本

稿では、そもそもなぜドーピングをしてはいけないのか、あるいは、競技スポーツ界におけるドーピング禁止根拠の妥当性はどこに見出せるのか、根底に存する原理的問いにまで遡り哲学的考察を試みたい。そのうえで、最終的に、「スポーツ倫理学(Ethics of Sport)」の構築の必要性と重要性について示唆する。

2. エンハンスドゲームズとドーピング禁止根拠

エンハンスドゲームズは、オーストラリアの実業家であるアーロン・デスーザが構想し創設した競技会である。事実上、ドーピングを容認する競技会であり、2026年5月に開催される第1回大会においては、陸上、競泳、ウェイトリフティングの三種目が予定されている。デスーザは、当該競技会を人体の潜在能力を解き放つ試みとして位置づけているが、現役のオリンピックが参加の意志を表明するなどもあり、スポーツ界全体において物議を醸す事態となった(大橋, 2025)。

この一連の動きに対して、既存のスポーツ団体はこぞって批判を展開している。とりわけ当該競技会で予定されている種目の団体であるワールドアスレティクスやワールドアクアティクスは強い拒否感を示す。両連盟ともに、エンハンスドゲームズに参加した場合はオリンピックの参加資格をなく奪することを明言しており、厳格な姿勢を打ち出しているところである。

しかしながら、このエンハンスドゲームズに対して論理的に批判を展開することは、とりわけ哲学的に考えてみると、それほど容易なことではない。もちろん、「ドーピング=悪」であるという社会規範は、社会通念上、われわれの日常世界において共有されている規範であると言えよう。しかし、この価値判断の妥当性を改めて考えたとき、すなわち、競技スポーツ界におけるドーピング禁止というルール自体

の妥当性を考えたとき、一つ一つ紐解いて考察を深めていかななくてはならない諸課題に直面するのである。

まず、以前からのドーピングをめぐる問題に対して、スポーツ倫理・哲学分野においては、「ドーピング禁止というルールそのものの妥当性」について批判的に議論が展開されてきた。たとえばシュナイダー (2014) は、①不正、②スポーツの歪曲化、③非自然性、④社会悪、⑤身体への有害性、といったドーピング禁止理由に対し、いずれも論理的根拠を提示しきれていないと説明している。各々の理由に対するシュナイダーの批判検討を、以下、簡潔に示したい。

まず、①の不正という理由は、「ドーピングを禁止する道徳的理由として不正であるとする見方」である。これは、ある選手がドーピングをした場合、不正に他の選手よりも有利な状態になるからである。しかし、この禁止理由の正当性を考えた場合、問題は、「ある行為が不正となるのは、その行為を禁止する規則がある場合のみ」だという点である。すなわち、①不正という理由は、規則を破ることが不正なのであり、ドーピングが不正であるためには、ドーピングはしてはならないという規則がすでに存在していることが前提となる。したがって、ドーピングは禁止されるべきであるという判断の直接的な理由を不正であるという点に見出すことは困難である。さらに言えば、エンハンスドゲームズにおいては、この規則が存在しないことが前提となっており、そもそも①不正という理由は成立し得ないと言い得る。

次に、②のスポーツの歪曲化という理由についてであるが、これは、道徳的原理ではなく、形而上学的原理から導出される。換言すると、「ドーピングはスポーツの本質に反するが故に禁止するべきである」とする見解である。しかしながら、はたしてスポーツの本質とは何かという形而上学的問いに対し、客観的かつ普遍的に規定できるかと言えば、それも疑わしい。この指摘に対しては、スポーツに対する哲学的認識の側面から、以下、少し説明を補足したい。

「スポーツとは何か」一。これはスポーツの本質をめぐる問いであり、また、スポーツに対する人間の認識や判断をめぐる問いとも言える。もともと西洋哲学においては、その長い歴史の中で、「或る物事が何であるか」という問いが中心的課題として存在してきた。同様に、スポーツ哲学という学問領域においても多くの研究者が「スポーツとは何か」と

いう問いについて思案してきた。この問題について、先行研究を概観すると、スポーツに本質が存すると見做す「スポーツ本質論的立場」と、スポーツに本質はないと主張する「スポーツ非本質論的立場」とに大別できる (朝比奈, 1971、Fogeling, 1972、McBride, 1975、ディーム, 1978、Arnold, 1992)。前者の立場においては、スポーツの本質をフェアプレイや美徳さ (Virtue) に見出し、スポーツ場面における倫理的逸脱行為に対する価値判断の根拠として言及されることが多い。一方でこのようなフェアプレイや美徳さといった精神性はスポーツの本質には成り得ず、またそもそもスポーツに本質は見いだせないとするのが後者の立場である。

スポーツ非本質論的立場の主張を端的にまとめると、「スポーツとは何か」という問いに対して、結局のところ個別具体的な事例を羅列することしか出来ず、個々の事例 (経験) から導出されたにすぎない付帯性は本質には成り得ない、という主張である。たしかに、スポーツの本質に到達したいのであれば、「スポーツ概念そのもの」から演繹して到達しなければなるまいが、数学的証明のようにアプリアリな判断は出来そうにもない。スポーツ非本質論者であるフォゲリン (1972) やマクブライド (1975) などは、スポーツと非スポーツの実際には引かれていない境界線を無理に引こうとするべきではないとし、スポーツを一義的に定義することは出来ない結論づけた。

ここから導かれることの一つは、さまざまなスポーツ場面における倫理的逸脱行為をめぐる問題について考察する際に、安易にスポーツの本質を根拠に、何かを善い、悪いといった価値判断をすることは出来ないということである。したがって、ドーピング禁止というルール自体の妥当性を主張する際に、スポーツの歪曲化 (スポーツの本質に反する) を根拠にすることは適切ではないということになる^{注2)}。

③の非自然性という理由は、文字通り、「ドーピングは自然に反するから禁止するべきである」という見解である。シュナイダーは、この立場においては、二つの問題が喚起されると述べる。第一には、何がいったい不自然な物質であるかということが不明瞭であるということであり、第二には、改良された (人為的な) スパイクシューズが認められる不自然性がある一方で、テストステロンなど自然界にある物質が禁止薬物に設定されているなど、判断の一貫性に欠けるという指摘である。

④の社会悪という点は、社会にとって有害である

という意味となる。選手は、子どもたちの模範的存在となるべきだという規範が、この立場においてはよく言及される。しかし、この社会にとって有害であるという指摘も、ドーピングは禁止されるべきであるという規則を前提として成り立つ道徳的価値判断であり、禁止理由の正当性を欠くという主張が展開される。

⑤の身体への有害性という理由は、「ドーピングが使用者の身体や生命にとって有害であるから禁止するべきである」とする視点である。この立場に対する典型的な批判の一つに、選手の身体、生命を守るためという見解そのものがパターンリズム（保護主義）に過ぎないという指摘がある。すなわち、成人の自己決定による行為の結果を想定し、保護するべきであるとする見解そのものに対して、パターンリズムを排し、自己決定権を最大限尊重するべきであるという批判が展開されるのである。

このように、従来におけるドーピング問題をめぐる議論においても、ドーピング禁止という規則自体の妥当性について論理的に提示することは容易ではないことが示されるのであるが、エンハンストゲームズはより一層困難な検討課題をもたらすと言い得る。一つは先述したように、「ドーピング禁止」というルールそのものを拒絶した競技会であるため、公平性や不正といった理由が的を射ていないということである。そうすると、「スポーツの本質に反する」というように、スポーツ文化を歪めかねないからこそ批判されるべきであるという理由に依拠しつつ批判をしたくなるわけであるが、それも上述した理由から論理的に難しい。そもそも、「スポーツの本質」なる便利な印籠のようなものは、在るように見えて、じつはどこにも存在しないのである。

このような先行研究の知見を踏まえた上で、われわれは、どのような視点からドーピング問題について取り組むべきであろうか。また、エンハンストゲームズのような競技会に対して、どのような論拠をもってきっぱりと拒絶を示すことが可能であろうか。

その方途の一つとして、筆者の結論を述べるならば、「スポーツの本質」を価値判断の根拠に措定する仕方ではなく、「スポーツとはどう在るべきか」を問う、スポーツ倫理学 (Ethics of Sports) の構築を目指す必要がある点を指摘したい。そのためにまず考察しなくてはならない事項は、上述の⑤をめぐる、身体の所有と自由をめぐる問題である。

エンハンストゲームズを提唱し創設したデスーザは、当該競技会を構想した理由の一つとして、身体

的エンハンスメントの積極的な肯定論者である生命倫理学者のサバレスキュによるドーピング容認論の論文を挙げている（産経新聞, 2025）。背景にある思想は、身体所有権に基づく自己決定権の最大限の尊重という、自由至上主義（リバタリアニズム）的見解である。ようするに、自分自身が自身の身体的所有者であるならば、その身体の手配については、他者や社会に迷惑をかけない私的領域における範囲においては自由であるべきだ、という考えである。次節では、この身体所有権概念および身体の自由をめぐる倫理的問題について検討したい。

3. ドーピング問題における身体の所有と自由

3-1. 身体所有権概念について

身体の所有の問題について検討していく際、イギリスの政治哲学者であるロックが提唱した身体所有権概念について読み解く必要がある。というのも、身体所有権という権利概念の起源が、「少なくとも17世紀の政治哲学者ジョン・ロックにまで遡る」（竹村, 2015）と指摘できるからである。

ロックの所有理論には、財産所有権だけではなく、身体所有権も考察対象として含まれていたことは、『統治二論』を読めば理解できる。ロックはこの著作の中で、平和な状態としての自然状態を基盤として、各人の所有物を私的に有し得ると説いた。そして、以下のように述べる。

大地と人間以下の全ての被造物はすべての人々の共有物であるけれども、しかしすべての人間は、自分自身の身体 (Person) に対する所有権 (Property) を持っている。これに対しては、本人以外のだれもそんな権利を持っていない。本人の身体の労働とその手の働きは、まさしく本人のものであると云ってよい (Locke, 1960)

この引用文からわかるように、ロックは明確に「わたしの身体に対する所有権は、本人以外の誰にも属し得ない」ことを主張している。まさに「わたし」の「身体」は、排他的かつ私的な権利を有するものとして存するのである。なお、ここで述べる排他性とは、わたしが所有するものを、わたしの許可なくして、わたし以外のだれかが侵害することを排除することを意味している。

このような概念解釈を背景に、現代社会における身体所有の問題は、広くは生命倫理学の分野において議論が展開されてきた。ともすれば、身体所有

権概念の拡大解釈によって自身の身体を客体化し、「自分の身体であれば何をしていても自分の自由である」という見解に基づき、売買春や臓器売買、自殺の権利などと結びつけて論じられてもきた。競技スポーツ界におけるドーピング問題について言えば、自由意志に基づくドーピングであるセルフ・ドーピングについて、身体所有権概念から考察された論文も存在する(竹村, 2011、竹村, 2015)。

たとえば、旧東ドイツで生じたドーピング実践のような第三者による強制的なドーピングは、まさに他者による身体所有としてのドーピング実践であり、ロックが主張する排他的かつ私的な権利を侵害している。この点一つとっても、法的・倫理的視点に鑑み、決して認められるものではない。しかし、セルフ・ドーピングについてはどうだろうか。「自分の身体は自分のもの」であるならば、むしろ身体所有権概念を根拠に私的領域における身体操作を許容することになるのだろうか。このような疑問を抱きつつ、次節では、私的領域における身体操作の自由をめぐる問題について言及したい。

3-2. 身体的自由

自己によるドーピング、すなわちセルフ・ドーピングとは、自由意志に基づいて選手自身が自己決定したドーピングのことを言う。先行研究においては、イギリスの功利主義者であるミルの自由概念がドーピング禁止根拠を奪っている、という指摘もある(近藤, 1990、友添, 2000)。どういうことか、以下簡単に説明したい。

まず、ミルの自由概念には特徴があり、自由の領域が公的領域と私的領域とに大別される。その上で、私的領域においては、以下のような権利が保証されると説明する。

本人だけに関係する部分については、各人は当然の権利として、絶対的な自主独立を維持できる。自分自身に対して、人はみな主権を持っているのである (Mill, 1859)

このように私的領域においては、第三者が干渉することは出来ず、最大限の自己決定権が尊重される領域と見做し得る。さらに言えば、私的領域における自由をめぐることは、全体の福祉に好影響を与えるかどうかということもとくに問われることはない。ミルは、公的領域における制約、つまり社会や他者に対する義務しか想定していなかったため、私的領域においては、まさに制限のない自由が見出せるの

である。このような自由概念の立場から考えるならば、たとえ重篤な疾患を伴うような深刻な副作用があろうとも、各人の意志決定が最大限尊重されるのであり、ドーピング禁止というルール自体の妥当性も、さほど強固なものではないと見做され得る。当然、エンハンスドゲームズのような競技会も肯定されることになる。

それでは、「わたしの身体はわたしのもの」であるから、「わたしはいかようにも身体を操作する」自由を認めることが本当にできるだろうか。

ミルの自由概念における一つの問題点は、私的領域における義務の不在である。もし、私的領域においてある一定の規制を設けるならば、どのような形が望ましいかについて考えなくてはならない。そうすると、やはり個人の権利や自由に対して、第三者である社会や他者が侵害したり、干渉したりすることは、決して望ましいことではない。とするならば、私的領域における自由に制限をかけられるとするならば、それはまさしく、自分自身に他ならないのである。このことから、自分自身に対する義務(自己義務)に基づいて当該問題を見ていくことの有効性が示されるわけである。そして、この、自分自身に対する義務(自己義務)を提唱した代表的な哲学者にカントがいる。

カントは、自己に対する完全義務として、「人格における人間性を破壊しないこと」を指定する。ここで重要なことは、この文脈における人間性の理解なのだが、カントのこの人間性の基本的な考え方には、じつは、「自分自身の人格や身体の手段化に対する徹底的な批判」がうかがえるのである。たとえば自殺や自己の身体の棄損、人格性の破壊などは禁止の対象となる。

カントは、「人格たる人間」は絶対的価値を有するとし、単なる相対的価値しか持たない手段として有用な「物件」と峻別する。これに沿って導いた原理が「人間性の原理」であり、それは以下のように述べられる。

なんじの人格ならびに他のすべての人格に例外なく存するところの人間性を常に同時に目的として取り扱い、決してたんに手段としてのみ扱わないように行為せよ (Kant, 1785)

ここで注目すべきことは、この「人間性の原理」が他者に対してだけでなく、自分自身に対しても向けられていることである。すなわち、自己の欲望のために、自分自身の人格を手段化する自由は認め

られない。したがって、勝利のために、身体への悪影響が想定され得る介入や操作は否定されるべきなのであり、私的領域における自由あるいは幸福追求は、自己においても一定の制約が見出せるわけである。換言すれば、何らかの欲望（名誉、金銭、勝利等）のための手段としてドーピング的行為を行うことは、自己のために自己自身を手段化することであるので、カントの立場からは認められ得ないと言えるだろう。

4. おわりに：「スポーツ倫理学」構築の必要性和重要性

本稿では、事実上ドーピング容認とされる競技会である、エンハンスドゲームズの台頭を念頭に、改めてドーピングをなぜしてはいけないのか、哲学的に検討を試みた。先行研究を紐解くと、ドーピング禁止というルール of 妥当性を論理的に提示することは容易ではなく、とりわけ、スポーツの本質を根拠に何らかの道徳的推論を導くことは出来ないこと、また身体への悪影響という医学的理由を根拠にドーピングを否定することの難しさを説明した。

後者については、身体 of 所有と自由 of 概念にまで遡り、とりわけカント of 自己義務 of 概念により、私的領域における自由にも一定 of 制約を見出すことが出来ることを示した。すなわち、「わたしの身体はわたしのもの」であるから、「わたしの身体をいかに操作することも自由である」とは、決して言えるわけではないのである。

前者については、スポーツ of 本質を追求するのではなく、スポーツをしている主体である人間にこそ光を当てるべきである。人間がスポーツをすること of 意味や意義とは何か、スポーツ哲学ではなく、スポーツをすること of 意味の哲学を探究していくことが肝要である。それはすなわち、スポーツとはどうあるべきかという、スポーツ of 倫理学 (Ethics of Sport) に接続する。

それでは、文化としてのスポーツをどのような形で次世代へ継承していくべきだろうか。スポーツとして在るべき根本原則は、どのように見出すことが出来るだろうか。

トップレベル of エリートアスリートのみならず、一瞬一瞬に没入して必死に取り組む生徒、あるいは幼い我が子のパフォーマンスを見て心を打たれるのは、何よりもその活動 (スポーツ) に取り組んでいるのが、まさに人間—不完全な存在—であるということにある。全知全能 of 神のように完全な存在では

なく、どこか欠けている存在である同じ人間が比類なき卓越性を現出したり、不完全でありながらも自己を最大限に発揮しようとするその姿にこそ、私たちは目を奪われるのである。ようするに、スポーツをする主体は、このように不完全性を備えた人間である、ということを揺るがせにすべきではなく、したがって、完全性を表現することにスポーツ of 在るべき姿を見出すべきではない、と思うわけである。

注

注¹⁾ たとえば、以下の論文を参照されたい。Müller, R.K. (2010) “History of Doping and Doping Control”. Thieme, D. and Hemmersach, P. (Eds.) *Doping in Sports, Handbook of Experimental pharmacology*, 195. Springer.

注²⁾ ここまでの、スポーツ of 本質をめぐる先行研究 of 精査については、以下も参照されたい。竹村瑞穂 (2024) スポーツ of 意味の哲学. 『現代思想 人生 of 意味の哲学』第 54 巻所収. pp.177-186. 青土社.

文献

Arnold, P.J. (1992) Sport as a Valued Human Practice: a basis for the consideration of some moral issues in sport. *Journal of the philosophy of Education*, 26 (2) :237-255.

朝比奈一男 (1971) ドーピング. 体育 of 科学, 21 (1) :21-23.

C. ディーム著、福岡孝行訳 (1978/1966) スポーツ of 本質と基礎. 法政大学出版局.

Fogelin, R.J. (1972) Sport: The Diversity of the concept. In: Gerber, E.W. (Ed) *Sport and the body: A philosophical symposium*. Lea & Febiger.

Kant, I. (1785) *Grundelegung zur Metaphysik der Sitten*. Akademieausgabe, Kant's Gesammelte Schriften.

近藤良享 (1990) 薬物ドーピング禁止規定に関する一考察. スポーツ教育学研究, 10 (1) :1-11.

Locke, J. (1960) *Two Treatises of Government* (Ed.) Laslett, P. Cambridge.

McBride, F. (1975) Toward a non-Definition of Sport. *Journal of the philosophy of Sport*, II :4-11.

- Mill, J.S. (1859/1986) *On Liberty*. Prometheus Books.
- Müller, R.K. (2010) “History of Doping and Doping Control”. Thieme, D. and Hemmersach, P. (Eds.) *Doping in Sports, Handbook of Experimental pharmacology*, 195. Springer.
- 大橋卓生 (2025) 『Enhanced Games』 – スポーツの未来か、それとも逸脱か. https://www.sn-hoki.co.jp/articles/article4120075/?srsltid=AfmB0oqeQUy_lsg0A4WF0r959mtBnN3NDtcQGiSVnnLn_Xn7zdgKzMn. (閲覧日: 2025年12月30日).
- Schneider, A. (2014) Doping. In: Torres, C.R. (Ed.) *The Bloomsbury companion to the philosophy of sport*. Bloomsbury. pp.350-352.
- 産経新聞 (2025) <https://www.sankei.com/article/20250522-G7KFZJQBMRIUNNYEHN2RLYDMWU/>. (閲覧日: 12月30日)
- 竹村瑞穂・重松大・小林大祐 (2011) 「自由意志によるドーピング問題」をめぐる倫理間対話 – なぜドーピングをしてはいけないのか –. 体育・スポーツ哲学研究 33 (1) :27-40.
- 竹村瑞穂 (2015) 自己による身体所有としてのドーピング問題 – John Locke の「身体所有権」概念の再考から –. 体育・スポーツ哲学研究 37 (1) :15-28.
- 竹村瑞穂 (2024) スポーツの意味の哲学. 『現代思想 人生の意味の哲学』第54巻所収. pp.177-186. 青土社.
- 友添秀則 (2000) ドーピングを倫理する – ドーピングは悪か –. 友添秀則・近藤良享共著『スポーツ倫理を問う』所収. pp.56-64.